

いわての学び希望基金奨学金給付要綱

(目的)

第1 この要綱は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（平成23年3月11日に発生した地震及び津波をいう。以下「震災津波」という。）によって親が死亡し、又は行方不明となっている児童、生徒等に対する修学の支援を目的として給付するいわての学び希望基金奨学金（以下「奨学金」という。）についての申請手続き等について定めるものとする。

(対象者)

第2 奨学金の給付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 震災津波による理由により、生計を一にし、かつ、震災津波当時岩手県内に住所を有した親が死亡し、又は行方不明となっている者
 - (2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、同法第83条第1項に規定する大学（同法第91条に規定する専攻科及び別科、同法第97条に規定する大学院並びに同法第108条に規定する短期大学を含む。以下同じ。）及び同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校であって岩手県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものをいう。以下同じ。）に在籍し、満29歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める者に対しては、奨学金を給付することができる。

(奨学金の種類)

第3 奨学金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期金 1月を単位として給付するもの
- (2) 一時金 一時に給付するもの

(給付金額)

第4 定期金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を給付するものとする。

- (1) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在籍する者 30,000円
- (2) 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する者 40,000円
- (3) 高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1年次から第3年次までに限る。）、専修学校（高等課程及び一般課程に限る。）又は各種学校に在籍する者 50,000円
- (4) 前3号に掲げる学校以外の学校に在籍する者は、居住形態の区分に応じ、次の表に定める額とする。

居住形態の区分	定期金給付金額
自宅居住のとき	60,000円
自宅外居住のとき	100,000円

2 一時金は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を給付するものとする。

- (1) 小学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部に入学した者 60,000円

- (2) 小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者 150,000円
- (3) 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者 250,000円
- (4) 高等学校（専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校を卒業した者又は専修学校（高等課程及び一般課程に限る。）若しくは各種学校を修了した者は、当該学校を卒業若しくは修了した日の属する月又は当該学校に在籍する最後の日の属する月（以下「卒業月」という。）の翌月における居住形態の区分に応じ、次の表に定める額とする。

居住形態の区分	一時金給付金額
自宅居住のとき	300,000円
自宅外居住のとき	600,000円

（給付期間等）

第5 定期金を給付する月数は、在籍する学校の修業年限に12を乗じて得た月数（修業年限に定めのないものについては教育長が別に定める月数）とする。ただし、過去に、現に在籍する学校と入学資格が同一である学校に在籍したことがある者についてはこの項本文の月数から当該学校へ在籍した月数を控除した月数（過去に在籍した学校の在籍月数が現在在籍している学校の修業年限を超える場合にあっては、零）とし、現に入学資格が同一である学校の2以上の学校に在籍する者についてはそれらの学校の修業年限のうちいずれか最も長い修業年限に12を乗じて得た月数とする。

- 2 同一人に対してする第4第2項第3号に規定する一時金の給付は、1回限りとする。
（給付の申請）

第6 定期金の給付を受けようとする者（以下「1号申請者」という。）は、新たに給付を受けようとする者にあつては給付を受けようとする年度の5月1日から同月末日までの間に、申請時における保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）と連署した別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付申請書を、継続して給付を受けようとする者にあつては給付を受けようとする年度の4月1日から同月末日までの間に、報告時における保護者と連署した別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金現況報告書を、在籍する学校の校長を経て（岩手県外の学校並びに岩手県内の大学、専修学校及び各種学校に在籍する1号申請者にあつては、直接）教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 2 一時金の給付を受けようとする者（以下「2号申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に、申請時における保護者と連署した別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付申請書を、入学し、又は在籍する学校の校長を経て（岩手県外の学校並びに岩手県内の専修学校及び各種学校に入学し、又は在籍する2号申請者にあつては、直接）教育長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 入学に係る一時金 入学した年度の5月1日から同月末日まで
(2) 卒業に係る一時金

ア 第4第2項第2号又は第3号に該当する者 卒業又は修了する年度の1月1日から同月末日まで

イ 第4第2項第4号に該当する者 卒業月の翌月初日から同月末日まで

- 3 学校の校長は、第1項の申請書若しくは報告書又は前項の申請書を受理した時は、必要な事項を調査の上、市町村が設置する学校にあっては市町村教育委員会を經由し、市町村が設置する学校以外の学校にあっては直接、教育長に提出するものとする。

(給付等の決定通知)

第7 教育長は、第6第1項の規定による申請又は報告に基づき、定期金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者又は当該報告者に対して毎年度6月末日までに、別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付決定通知書により通知するものとする。

- 2 前項の規定は、第6第2項の規定による申請に基づき、一時金を給付し、又は給付しないことを決定した場合について適用する。この場合において、前項中「第6第1項の規定による申請又は報告」とあるのは「第6第2項の規定による申請」と、「定期金」とあるのは「一時金」と、「当該申請者又は当該報告者」とあるのは「当該申請者」と、「毎年度6月末日」とあるのは「入学に係る一時金にあっては申請のあった日の属する年度の6月末日までに、卒業に係る一時金にあっては申請を受理した日の属する月の翌々月の末日」と読み替えるものとする。

(給付の方法)

第8 定期金は、毎年度4月から7月までの各月分を7月20日までに、8月から11月までの各月分を11月20日までに、12月から翌年3月までの各月分を3月20日までに、第7第1項の規定に基づき給付することの決定を受けた者（以下「1号受給者」という。）に対して給付するものとする。ただし、特別の事情があることを教育長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 入学に係る一時金は第6第2項の規定による申請のあった日の属する年度の7月20日までに、卒業に係る一時金は同項の規定による申請を受理した日の属する月の翌々月の末日までに、第7第2項の規定に基づき給付することの決定を受けた者（以下「2号受給者」という。）に対して給付するものとする。

(給付の決定の取消し等)

第9 教育長は、1号受給者又は2号受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付の決定を取り消すとともに、1号受給者については、当該事由の生じた日の属する月の翌月（その事由が生じた日が月の初日の場合はその月）以後の定期金の給付を打ち切るものとする。

- (1) 第2に規定する要件を欠くことが明らかとなったとき。
- (2) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき。
- (3) その他奨学金を給付することが適当でないとするとき。

(給付の停止)

第10 教育長は、1号受給者が休学したときその他この奨学金の給付の目的に反する使途に充てていると認めるときは、定期金の給付を停止することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により定期金の給付を停止された者の停止の理由が消滅したと認める場合は、当該消滅した日の属する月から奨学金を給付するものとする。

(給付の決定の取消し等の通知)

第11 教育長は、第9の規定による奨学金の給付の決定の取消し又は第10の規定による定期金の給付の停止を決定したときは、奨学金を受給している者（当該者が死亡した場合

には、その保護者) に対して、別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金給付決定取消し(停止) 通知書により通知するものとする。

(給付された奨学金の返還)

第12 1号受給者及び2号受給者は、第11の規定による奨学金の給付決定の取消し(停止) 通知書による通知を受けた場合において、取消し又は停止に係る部分に関し、既に奨学金が給付されているときは、教育長の命ずるところにより奨学金を返還しなければならない。

(在籍状況等の確認)

第13 教育長は、1号受給者の毎年度9月末日現在の在籍状況について、10月末日までに、第6第1項に規定する申請書又は報告書に記載された学校に対して確認を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長は、奨学金の給付に関して必要な事項を調査するものとする。

(届出事項)

第14 1号受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、別に定める様式によるいわての学び希望基金奨学金異動報告書を、在籍し、又は在籍していた学校の校長を経て(岩手県外の学校並びに岩手県内の大学、専修学校及び各種学校に在籍し、又は在籍していた者にあつては、直接) 教育長に提出しなければならない。この場合において、当該受給者が提出できないときは、その保護者が提出するものとする。ただし、第6第1項に定める期日までに提出するいわての学び希望基金奨学金現況報告書により、次の各号の内容を確認できる場合は、この限りでない。

- (1) 学校を退学、休学、復学又は転学したとき。
- (2) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 氏名又は住所を変更したとき。
- (5) 保護者が変更になったとき。
- (6) 保護者の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (7) 定期金の振込先に異動があつたとき。
- (8) 他の都道府県から、この要綱による奨学金と同様の給付型の資金等の給付の決定を受けたとき。

2 第6第3項の規定は、前項の報告書について準用する。この場合において、第6第3項中「第1項の申請書若しくは報告書又は前項の申請書」とあるのは、「第14第1項に規定する報告書」と読み替えるものとする。

(平成23年度の特例)

第15 平成23年度の定期金の給付の申請は、第6第1項の規定にかかわらず、平成23年10月1日から同年11月末日までの間に行わなければならないものとする。

2 第2第1項に該当し、又は該当した者であつて、平成22年度中に第4第2項各号のいずれかに該当した者(震災津波による理由により平成23年4月中において該当することとなった者を含む。) に対して、当該者の申請により、一時金を給付するものとする。

3 前項の申請は、平成23年10月1日から同年11月末日までの間に行わなければならない。

4 第1項又は前項の規定による申請に基づき、奨学金を給付し、又は給付しないことを決定したときは、当該申請者に対して平成23年12月28日までに、第7に規定する通知書

により通知するものとする。

- 5 第1項の定期金（4月から11月までの各月分に限る。）及び第2項の一時金の給付は、前項の規定により、奨学金を給付することが決定した者の指定する口座に平成23年12月28日までに振り込むことにより行うものとする。

（補則）

第16 この要綱に定めるもののほか、奨学金の給付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のいわての学び希望基金奨学金給付要綱（以下「新要綱」という。）第4の規定の適用については、新要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に在籍し、入学し、又は卒業する者について適用し、施行日前に在籍し、入学し、又は卒業した者（卒業すべきであった者を含む。）に対して給付する定期金又は一時金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第6第2項第2号の規定の適用については、施行日以後に卒業する者の申請について適用し、施行日前に卒業した者（卒業すべきであった者を含む。）の申請については、なお従前の例による。
- 4 この要綱による改正前のいわての学び希望基金奨学金給付要綱に規定する様式第1号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後のいわての学び希望基金奨学金給付要綱（以下「新要綱」という。）第4第1項の規定の適用については、新要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に在籍する者について適用し、施行日前に在籍した者に対して給付する定期金については、なお従前の例による。
- 3 新要綱第4第2項の規定の適用については、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以後に卒業又は修了する者について適用し、適用日前に卒業又は修了した者（卒業又は修了すべきであった者を含む。）に対して給付する一時金については、なお従前の例による。
- 4 新要綱第6第2項第2号イの規定の適用については、適用日以後に卒業又は修了した者の申請について適用し、適用日前に卒業又は修了した者（卒業又は修了すべきであった者を含む。）の申請については、なお従前の例による。
- 5 この要綱による改正前のいわての学び希望基金奨学金給付要綱に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前のいわての学び希望基金奨学金給付要綱に規定する様式は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(表)

いわての学び希望基金奨学金給付申請書

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

いわての学び希望基金奨学金給付要綱第2第1項に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱第6の規定により下記のとおり給付の申請をします。

記

給付申請する奨学金の種類		<input type="checkbox"/> () 年度分) 定期金		<input type="checkbox"/> 一時金	
申請者の内容	(フリガナ)	() () 年 月 日生)			
	児童、生徒等の氏名、生年月日				
	現住所・電話番号	〒 () ☎ ()			
	【大学生以上記入】 自宅・自宅外の別	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外 [<input type="checkbox"/> 同居者なし <input type="checkbox"/> 同居者あり(氏名 続柄)]			
現在の在籍学校等	現在の在籍学校等	学校名・学年等	(学校の名称) (学科、学部等の名称) (在籍年次) (修業年限) 第 年次 年		
	電話番号・FAX	☎ () FAX ()			
	今年度の在籍予定	月 日から 月 日	(翌年度進級 予定) 今年度卒業	休学 予定	有・無
現在の保護者の内容	(フリガナ)	() (申請者との続柄)			
	氏名・続柄				
住所・電話番号	〒 () ☎ ()				
定期金、一時金を通じて初めて申請する者のみ記載	被災時の申請者の修学等の状況	(学校の名称) (学科、学部等の名称) (在籍年次) 第 年次・未就学			
	亡くなった又は行方不明である親の氏名	(申請者との続柄)			
	亡くなった又は行方不明である親の被災場所及び原因	(申請者との続柄)			
	亡くなった又は行方不明である者が親以外である場合のその事情				
振込口座	金融機関名	支店名			
	フリガナ	預金種別		普通	
	口座名義	口座番号			
<p>【学校長等記入欄】</p> <p><input type="checkbox"/> 本校に在籍する</p> <p>上記の申請者は、記載のとおり (<input type="checkbox"/> 本校に入学した () ことを証明し、 <input type="checkbox"/> 本校を卒業した (見込みを含む。)</p> <p>いわての学び希望基金奨学金の給付対象者に該当すると思われます。</p> <p>年 月 日 学校所在地 _____</p> <p>学 校 名 _____</p> <p>代表者 職・氏名 _____ 印</p>					

- 備考 1 奨学金種類及び自宅・自宅外の別欄は、該当する□にレ点を付してください。
 2 振込口座は、申請者名義の口座を記入してください。
 3 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、証明書類を添付してください。

添付書類に係る留意事項

1 必ず添付する書類

受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人を証する書類。

※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

2 定期金を初めて申請する時に添付する書類

学校に在籍することを証する書類

※ 在籍する学校から在籍証明書を取得し、添付してください。

3 一時金を申請する時に添付する書類

(1) 小学校、中学校等を卒業した場合

卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類（※1）

(2) 高等学校等を卒業した場合

ア 卒業後に自宅に居住している者

卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類（※1）

イ 卒業後に自宅外に居住している者

(ア) 卒業した（卒業見込みである）ことを証する書類（※1）

(イ) 自宅外に居住していることを証する書類（※2）

※1 卒業（修了）した又は卒業（修了）する学校から、その旨の証明書を取得し、添付してください。

※2 住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写しなどにより自宅外に居住していることを証明する書類を添付してください。

4 以下の添付書類は、1人の児童生徒等について、定期金又は一時金を初めて申請するときのみ添付してください。

(1) 親が震災津波により亡くなったこと又は行方不明であることを証する書類

(2) 亡くなった又は行方不明である者が親であることを証する書類

(3) 現在の保護者との関係を証する書類

※ (1)から(3)までについては、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などを添付してください。

(4) 現在の住所を証する書類

※ 住民票、公共料金の請求書等で住所が記載されたものなどを添付してください。

(5) その他教育長が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記(1)から(4)までの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求められることがあります。

2から4までの書類（3(2)イ(イ)の書類の除く）は、表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された申請書により申請する場合は、添付不要です。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の発行等に係る手数料については、申請者負担になりますので、証明したい内容を市町村の発行窓口で説明した上で、誤りのないように申請してください。

いわての学び希望基金奨学金現況報告書

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受給者氏名 _____

保護者氏名 _____

いわての学び希望基金奨学金の給付に係る _____ 年4月1日現在の現況について、いわての学び希望基金奨学金給付要綱第6第1項の規定により下記のとおり報告し、併せて _____ 年度分の奨学金の給付について申請します。

記

受給者の現況	(フリガナ) () 児童、生徒等の氏名					
	現住所・電話番号		〒 _____ ☎ ()			
	【大学生以上記入】 自宅・自宅外の別		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外 [<input type="checkbox"/> 同居者なし <input type="checkbox"/> 同居者あり (氏名 _____ 続柄 _____)]			
	現在の在籍学校等	学校名・学年等	_____ (学校の名称) _____ (学科、学部等の名称) _____ (在籍年次) _____ (修業年限) 第 _____ 年次 _____ 年			
電話番号・FAX		☎ () FAX ()				
保護者の現況	(フリガナ) () 氏名・続柄		(受給者との続柄 _____)			
	住所・電話番号		〒 _____ ☎ ()			
振込口座	金融機関名			支店名		
	フリガナ			預金種別	普通	
	口座名義			口座番号		
【学校長等記入欄】 上記の受給者は、記載のとおり本校に在籍することを証明します。 年 月 日 学校所在地 _____ 学 校 名 _____ 代表者 職・氏名 _____ 印						

- 備考1 自宅・自宅外の別及び在籍状況欄は、該当するいずれかの□にレ点を付してください。
 2 振込口座は、受給者名義の口座を記入してください。
 3 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、証明書類を添付してください。

1 添付書類

(1)イ及び(2)イの書類は、表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された報告書により申請する場合は、添付不要です。

(1) 小学校、中学校、高等学校等に在籍する者

ア 受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人を証する書類

預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

※ 前年度に振込口座を指定している場合で、その口座に変更がない場合は、添付する必要はありません。

イ 学校に在籍することを証する書類

在籍する学校から在籍証明書を取得し、添付してください。休学中である場合は、その旨の証明書を取得し、添付してください。

(2) 大学、短大、大学院、専門学校等に在籍する者

ア 受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人を証する書類

預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

※ 前年度に振込口座を指定している場合で、その口座に変更がない場合は、添付する必要はありません。

イ 学校に在籍することを証する書類

在籍する学校から在籍証明書を取得し、添付してください。休学中である場合は、その旨の証明書を取得し、添付してください。

ウ 自宅外に居住していることを証する書類【該当者のみ】

住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写しなどにより自宅外に居住していることを証明する書類を添付してください。

(3) その他教育長が必要と認める書類

※ 添付された書類で、上記(1)及び(2)の内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

証明書の発行等に係る手数料については、申請者負担になります。

いわての学び希望基金奨学金給付決定通知書

先に申請のあったいわての学び希望基金奨学金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

(給付することを決定した場合)

いわての学び希望基金奨学金について、次表のとおり給付することを決定する。

申請者(受給者)氏名	(受給者番号)		
申請者(受給者)住所			
学校名等及び学年	第 学年		
保護者氏名	(申請者(受給者)との続柄)		
給付に係る事項	定期金		一時金
	円 (月額 円)		円 (第4第2項第 号該当)
給付対象	年 月 日 から 年 月 日 まで		年度卒業分
振込口座	金融機関	預金種別	口座名義
		普通	
	支店		口座番号
備考			

- 摘要 1 定期金は、「給付金額」欄の金額の3分の1の額が、それぞれ7月20日、11月20日、3月20日までに、振込口座に振り込まれます。
- 2 一時金は、「給付金額」欄の金額の全額が、入学に係るものについては入学した年度の7月20日までに、卒業に係るものについては卒業又は修了した年度の3月末日若しくは翌年度の6月末日までに、振込口座に振り込まれます。
- 3 申請内容に、異動が生じた場合は、遅滞なく「いわての学び希望基金奨学金異動報告書(様式第5号)」を提出してください。

(給付しないことを決定した場合)

いわての学び希望基金奨学金について、次の理由により給付しないことを決定する。

(理由)

年 月 日
様

岩手県教育委員会教育長 印

備考 決定した内容に応じて、適宜適用されない部分を削ることができる。

いわての学び希望基金奨学金給付決定取消し（停止）通知書

年 月 日付けで決定したいわての学び希望基金奨学金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 事 項	<input type="checkbox"/> 給付決定取消し <input type="checkbox"/> 停止	奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 定期金 <input type="checkbox"/> 一時金
受 給 者 氏 名		受 給 者 番 号	
学校名等及び学年			
決 定 理 由			
摘 要			

年 月 日

様

岩手県教育委員会教育長



(表)
いわての学び希望基金奨学金異動報告書

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

受給者氏名 _____

保護者氏名 _____

いわての学び希望基金奨学金の給付申請等の届出事項について、下記のとおり異動がありましたので、いわての学び希望基金奨学金給付要綱第14第1項の規定により届け出ます。

記

1 異動年月日
年 月 日

2 異動の理由
〔 _____ 〕

3 異動の内容

第14第1項 該当号	異動前	異動後
<input type="checkbox"/> 第1号	学 校 名：_____ 学部・学科等：_____ 年 次：第__年次 に在籍。	<input type="checkbox"/> 退学した。 <input type="checkbox"/> 休学した。 <input type="checkbox"/> 復学した。 <input type="checkbox"/> 転学した。 学 校 名：_____ 学部・学科等：_____ 年 次：第__年次
<input type="checkbox"/> 第2号		いわて学び希望基金奨学金の受給を辞退する。
<input type="checkbox"/> 第3号		年 月 日 死亡
<input type="checkbox"/> 第4号	氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ () 【大学生以上記入】 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外 〔 <input type="checkbox"/> 同居者なし <input type="checkbox"/> 同居者あり (氏名 続柄)〕	氏名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ () 【大学生以上記入】 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅外 〔 <input type="checkbox"/> 同居者なし <input type="checkbox"/> 同居者あり (氏名 続柄)〕
<input type="checkbox"/> 第5号	保護者名前 _____ 保護者住所 _____	保護者名前 _____ 保護者住所 _____
<input type="checkbox"/> 第6号	電話番号 _____ ()	電話番号 _____ ()
<input type="checkbox"/> 第7号	金融機関名 _____ 支 店 名 _____ フリガナ _____ 口座名義 _____ 預金種類 _____ 普 通 口座番号 _____	金融機関名 _____ 支 店 名 _____ フリガナ _____ 口座名義 _____ 預金種類 _____ 普 通 口座番号 _____
<input type="checkbox"/> 第8号		都道府県名 _____ 給付決定年月日 _____ 年 月 日
<p>【学校長等記入欄】 上記の受給者（保護者）から、記載のとおり報告書の届出があり、報告書の内容に相違はありませんので、その旨証明し、提出します。 年 月 日 学 校 所 在 地 _____ 電 話 番 号 _____ () _____ 学 校 名 _____ 代 表 者 職・氏名 _____ 印</p>		

備考1 異動の内容は、該当する□にレ点を付し、異動前後の状況を記入してください。

2 振込口座は、受給者名義の口座を記入してください。

3 裏面の添付書類に係る留意事項を参照し、証明書類を添付してください。

添付書類に係る留意事項

1 添付書類が不要な申請者

表面の「学校長等記入欄」欄に記載がされ、学校の代表者印が押印された報告書により申請する者については、第4号イ及び第7号に該当する場合以外は、添付書類は不要です。

2 添付書類が必要な申請者

1に該当する受給者以外の受給者は、次の書類を添付してください。

(1) 第1号に該当する場合

その事実を証する書類

※ 休学及び復学の場合には在籍する学校から、転学の場合には転学先の学校から、退学の場合には在籍した学校からその事実の証明をしてもらってください。

(2) 第3号に該当する場合

亡くなったことを証する書類

※ 戸籍抄本（個人事項証明書）、住民票の除票などを添付してください。

(3) 第4号に該当する場合

ア 氏名又は住所を変更したことを証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票、公共料金の請求書等の住所が記載された書類を添付してください。

イ 自宅・自宅外の区分及び区分が変更となった日を証する書類

住宅の賃貸借契約書（所在地、契約者、契約期間、入居者が確認できる箇所）の写し、入寮許可通知書の写し等の住所が記載されている書類及び住民票等の転居した日が記載されている書類を添付してください。

(4) 第5号に該当する場合

新しい保護者との関係を証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）などを添付してください。

(5) 第6号に該当する場合

保護者の住所が又は氏名が変更になったことを証する書類

※ 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、住民票、公共料金の請求書等の住所が記載された書類を添付してください。

(6) 第7号に該当する場合（該当する場合は、※の添付書類を必ず添付してください。）

受給者（児童生徒等）名義の預貯金口座の口座番号及び口座名義人を証する書類。

※ 預貯金通帳の1ページ目にはカナ表記の名義人等が記載されていますので、振込みが確実に行われるよう、当該ページの写しを添付してください。

(7) 第8号に該当する場合

他の都道府県から、給付型の資金等の給付を受けることを証する書類

※ 他の都道府県から通知された給付決定通知書等の写しを添付してください。

(8) その他教育長が必要と認める書類

添付された書類で、上記(1)から(7)までの内容について確認できない場合は、別途岩手県教育委員会教育長から証明書類の提出を求めることがあります。

戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や住民票の発行等に係る手数料については、申請者負担になりますので、証明したい内容を市町村の発行窓口で説明した上で、誤りのないように申請してください。